

■ 民事法判例研究 — 末川民事法研究会 加賀山 茂 ■

グループ会社間の貸付における名目的代表取締役への保証責任追及と権利濫用

最高裁判所第二小法廷 平成22年1月29日判決（破棄自判・確定）

（平成19年（受）第2065号連帯保証債務履行請求事件判タ1318号85頁，判時2071号38頁，金商1348号21頁，金法1909号78頁）

第一審：大阪地方裁判所 平成18年12月26日判決，平成17年（ワ）第12287号

原審：大阪高等裁判所 平成19年9月11日判決，平成19年（ネ）第292号

本件は、U社グループの上位に属するX社が、同グループの末端に属するK社に金員を貸し付け、K社の代表取締役であるYがK社のこの借入金債務を保証した場合において、K社が既に事業を停止している状況下、すなわち、保証人の求償権が確保されない状況下で、債権者Xが保証人Yに対して保証債務の履行を請求することは、権利の濫用に当たるとした事例である。

本判決は、「経営者保証」における保証責任の追及を「権利の濫用」とした最高裁の最初の判決であるが、本件の保証人を保護するのであれば、「求償権の確保を妨げる債権者の行為は保証人を免責する」との趣旨を規定する条文、すなわち、債権者の「適時執行義務違反」に基づく保証人の免責（民法455条）、債権者の「担保保存義務違反」に基づく保証人の免責（民法504条）等の条文の趣旨を類推して、有責的債権者から保証人を保護することができたはずである。

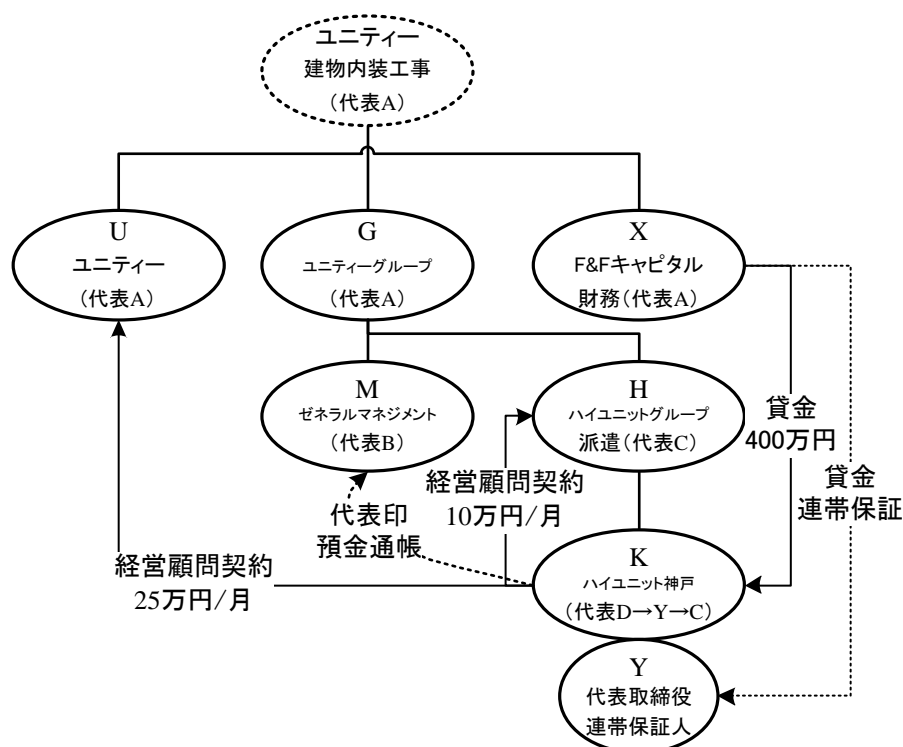
それにもかかわらず、最高裁が、あえて、一般条項である「権利濫用の法理」（民法1条3項）を用いて保証人を保護したのは、一方で、《事実の概要》で述べる(1) グループ企業における損益分配システムの不当性、(2) 名目的取締役に対する経営者保証の不当性という、ビジネスモデルの構築における債権者側の詐欺的な悪質性を考慮せざるを得なかったからであり、他方で、ビジネスモデル自体が公序良俗に違反するとまで判断すると、社会的な波及効果が大きくなり過ぎると考え（補足意見）、本判決を、単なる「事例判決」に留めたかったからであろう。

本稿では、以上のような背景事情に配慮しつつも、本判決を「権利濫用が適用された一事例」として矮小化するのではなく、社会現象としての「名目的取締役」による「経営者保証」の不当性から保証人保護を実現したものとして評価するとともに、そのような場合の保証人保護のあり方を民法の保証に関する体系的な解釈を通じて明らかにする。

《事実の概要》

本件は、ユニティー（U社）の財務部門を法人化して設立され、U社を中核とするグループの上位にあるF&Fキャピタル社（X）が、同じグループに属する末端のハイユニット神戸社（K社）に金員（400万円）を貸し付け、K社の代表取締役であるYがこの貸付に係るK社の借入金債務を連帯保証した場合において、K社が既に事業を停止している状況下で、XがYに対して保証債務の履行を請求した事案である。最高裁が本訴請求を権利の濫用に当たると判断するに至った背景には、以下の事実が存在していた。

(1) **グループ企業における損益分配システムの不当性** ハイユニット神戸（K社）は、ユニティ（U社）と代表取締役Aを共通にするW社の支店を法人化し、U社グループの中位に属するハイユニットグループ（H社）が全額出資して設立された会社である。K社の設立後は、U社グループの中位に属するゼネラルマネジメント（M社）がK社の資金・代表印・預金通帳等を掌握するなどして、U社グループの上位のU社および中位のH社が、末端のK社との間で締結した経営顧問契約等の各契約に基づき、K社の売上げから顧問料等の名目により確実に収入（年額420万円）を得ることができる体制が周到に築かれていた。これに対して、K社は、その業務遂行に関し代表取締役Yにはほとんど裁量の余地がなく、資金繰りを含め経営判断は、上位のU社、中位のM社、H社のそれぞれの代表取締役であるA、B、Cに依存し、その指示に従わざるを得ない経営体制にあった。



(2) **名目的取締役に対する経営者保証の不当性** Yは、前記W社の神戸支店でアルバイトとして勤務を始め、K社が設立された際に同社の正社員となり、わずか数か月後にK社の代表取締役に就任したものの、K社の設立の前後を通じてその勤務場所や勤務実態等に格別の変化はなく、K社の経営体制の下にあっては、単なる従業員とほとんど異なる立場にあった。Yは、近い将来K社の資金繰りが行き詰まるおそれがある状況の下で、H社の代表取締役Cに強く働きかけられてK社の代表取締役に就任し、就任後間もなくしてK社の資金繰りが行き詰まるや、U社の代表取締役Aが全株式を保有するX社から、利息制限法所定の制限利率を超える利率による利息（年18%）及び損害金（年25%）の約定がされた融資（400万円）をK社が受けるようCに指示され、かつ、この融資に係る債務を保証するよう指示されたものであり、Yがこれを拒むことは事実上困難であった。

このような事実関係の下で、第1審である大阪地方裁判所（裁判官 梅本幸作）は、平成18年12月26日、以下のような判決を下した。

〈第一審判決〉 請求棄却

同じグループ内に属する会社から金銭を借り入れた会社の代表取締役が当該債務を連帯保証した場合における、代表取締役に対する保証債務の履行請求は、貸付を受けた会社がグループ内で従属的地位にあり自社独自の裁量の余地がほとんどなく、代表取締役就任及び保証契約締結の過程で任意性に欠ける事情があり、利息制限法違反の高利での貸付であったことを考慮すると、権利の濫用に当たる。

この判決は、控訴審によって覆されるが、最終的には最高裁によって全面的に肯定されるに至る。最高裁の判決は、この第一審判決に沿った判断をしており、その意味で、この判決は先見性のある非常に優れた判決であると評価できる。

ところが、第二審である大阪高裁（裁判官 渡邊等、八木良一、樋口英明）は、平成19年9月11日、第一審判決を覆し、原告の請求を全面的に認める判決を下した。

〈控訴審判決〉 原判決取消し・請求認容

K社とU社グループ各社との関係につき、K社の法人格が形骸化していたとしても、その法人化が濫用の目的であったともいえない。また、代表取締役就任および連帯保証契約締結につき、Yに逡巡や不安があったとしても、公序良俗違反や権利濫用の根拠にはならないし、Cによる強制もそれを基礎づけるに足りない。さらに、本件債務の内容やK社の業績に関しても、借入金は同社の債務の支払いに充てられており、同社が設立当初またはYの代表取締役就任当時破綻必至であったとは認められず、本件請求が信義則に反し権利濫用に当たるとはいえない。

大阪高裁の判決は、保証人の肩書きが「代表取締役」であること、通常の保証よりも保護の必要性が低いとされてきた「経営者保証」であるという形式面に捕らわれて、グループ会社全体としてのビジネスモデルの不当性を無視しており、最高裁によって破棄されるだけでなく、その後の多くの判例評釈者によって厳しく批判されることになる。

たとえば、「実質面よりも形式面を重視したと思われる原審の判断を支持することは困難である」（[中村（2010）11頁]、[齋藤（2011）1284-1285頁]）とか、「原審判決は、『300万円もの出資で法人化し』と判示しているが、グループが吸い上げた金額〔K社の第1期事業年度の売上高7,154万余円のうち、少なくとも4,750万余円（売上高に占める割合は約66%）が、U社グループに属する会社に対する支払に充てられている〕からいえば、300万円しか出資していないというべきである。『高利でも回収見込みのない貸付をすることは考えられない』とも判示しているが、高利の貸付金についてYに保証させ、（K社が返済できなければ）Yからの回収を図ったものとみるほうが自然である」（[稲葉（2010）5頁]、とか、当事者双方とも主張していないのに、原審が『法人格否認の法理』の議論をもち出し、システムの不当性を正当化しようとするかについては疑問である」（[鶴井（2010）180頁]）など、大阪高裁判決は、その後の判例評釈によって、手厳しい批判に晒されることになる。

もっとも、大阪高裁が、「法人格否認の法理」の議論を持ち出した理由は、もしも法人格が否定されて Y が X の従業員に過ぎないことになると、従業員保証を無効とする有力説(小杉茂雄「保証債務成立に関する一考察(2完)」阪法 115 号(1980) 29 頁,磯村保「判批」金法 1428 号(1995) 55 頁)や、従業員保証が権利濫用に当たるとした判決例(大阪地判昭 49・2・1 判時 764 号 68 頁, [平野・判例総合(2005)【166】])と牴触するため、法人格さえ否認されなければ、X 社が K 社の代表取締役である Y に対して経営者保証による責任を追及しても問題はないと考え、かつ、その考え方に頼らざるをえなかったからであろう。

《最高裁の判決要旨》

破棄自判

(法廷意見：裁判長裁判官 中川了滋 裁判官 今井功 裁判官 古田佑紀)

X の Y に対する保証債務の履行請求は、K 社が既に事業を停止している状況の下において、U 社グループに属する各社が K 社の事業活動から経営顧問契約等の各種契約に基づき顧問料等の名目で確実に収入を得ていた一方で、わずかの期間同社の代表取締役に就任したとはいえ、経営に関する裁量をほとんど与えられていない経営体制の下で、経験も浅く若年の単なる従業員に等しい立場にあった Y だけに、同社の事業活動による損失の負担を求め
るものといわざるを得ず、Y が同社の代表取締役に就任した当時の同社の経営状況、就任の経緯、X の同社に対する金員貸付けの条件、Y は本件保証契約の締結を拒むことが事実上困難な立場にあったことなどをも考慮すると、権利の濫用に当たり許されないものというべきである。原審が認定する他の事実を考慮しても、この判断は左右されない。

(補足意見：裁判官 竹内行夫)

このようなビジネスシステムは、K 社の代表者に経営上の裁量が与えられ、同社が上記グループに属する会社に支払うべき上記各システム等の利用の対価やつなぎ融資に係る利息の定めが合理的なものであったならば、K 社の業務(軽作業等の業務請負)の遂行に役立つばかりでなく、経理等の管理事務の合理化・効率化、ひいては、経費の節減にもつながるものであって、このシステム自体を不当なものであると考えるべきではない。したがって、このシステムの不当性を前提として、X の Y に対する保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるとすることはできない。

しかし、本件については、Y は、K 社の代表者であるとはいっても、経営に関する裁量がほとんど与えられておらず、… X の Y に対する保証債務の履行請求を認めることは、このような立場にあった Y だけに同社の事業活動による損失の負担を求めるものといわざるを得ない上、Y において、上記貸付けに係る借入金債務を連帯保証することを拒否すること自体困難な立場であったこと、K 社が U 社グループの関連会社であるにもかかわらず、同グループに属する X が、利息制限法所定の制限利率を上回る高利による金員の貸付けまで行っていることなど法廷意見が指摘する諸事情にかんがみれば、上記保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるということもやむを得ないところである。

《研究》

一 **本判決の位置づけ** 本判決は、「名目的代表取締役」の「経営者保証」責任を「権利濫用の法理」を使って否定した最高裁として初めての判決である。

本判決が、一般条項である「権利濫用の法理」を適用した理由は、以下に述べるように、本件の事案は、これまでに積み重ねられてきた保証人保護の法理や、判例の準則（[平野・判例総合（2005）]参照）によっては保証人の救済が困難な事例だったからである。

第1に、本件の場合、保証人が名目的代表取締役とはいえ、会社の経営状態を知った上で代表取締役に就任しており、保証契約が**錯誤により無効であるとは主張できない**という事情がある（[中村（2010）11頁]、[廣峰（2011）8頁]、[齋藤（2011）1283頁]）。

第2に、本件の場合、継続的な保証契約ではなく**特定保証契約である点で**、保証契約の締結後に生じた事情の変化を考慮して保証人の保護を図ってきた「**根保証**」における**保証人の保護の法理**（東京高判昭60・10・15金商733号26頁、[平野・判例総合（2005）【160】]、東京地判平2・7・23判時1386号121頁、[平野・判例総合（2005）【161】]など）**を利用することが困難である**（[弥永（2010）51頁]、[廣峰（2011）9頁]、[齋藤（2011）1283頁]）。

第3に、グループ会社において、下部組織のみがリスクを負担することを通じて、上部組織が確実に利益を享受できるという**システム自体が公序良俗に違反するかどうかの判断が困難**である。このため、評釈者の間でも、この点については見解が分かれている。

たとえば、一方で、グループ会社の資金移動のシステム自体が公序良俗に違反するとする見解もあるが（[遠藤（2010）124頁]、[鶴井（2010）184頁]、[平野（2011）36頁]）、他方で、システム自体が公序良俗違反に当たるとはいえないとの見解もある（[中村（2010）11頁]、[廣峰（2011）9頁]、[齋藤（2011）1286頁]）。いずれにしても、「契約当事者であるX社は本件保証契約によって利息制限法違反の高利を得るにすぎず、本判決が問題とする『不当の利益』を得ている主体はAグループ各社である、というズレを暴利行為の客観的要件の中で受けとめられるかが問題となる」[齋藤（2011）1286頁]という指摘は、公序良俗違反とすることの困難さを明らかにしたものといえよう。

ところで、従来の判例の流れの中で、権利濫用の法理によって保証人を保護した判決例は、[鶴井（2010）181-182頁]によると、下級審を含めても、以下の5判決（①最三判昭45・3・31民集24巻3号182頁、②最一判昭48・3・1金法679号35頁、金判358号2頁、③山形地米沢支判昭55・3・31判時990号233頁、④東京地判平3・7・31金法1310号28頁、⑤和歌山地田辺支判平9・11・25判時1656号129頁、判タ980号171頁、金判1057号49頁）があるに過ぎないという（ただし、[平野・判例総合（2005）304頁【180】]参照）。

これらの判決例を検討してみると、一般条項の適用は最後の手段とされているにもかかわらず、あえて権利濫用の法理が使われている「理由」と、5つの判決例に共通して**権利濫用の法理が果たしている「機能」**とが見えてくる。

①は、手形における「原因関係からの独立の原則」を適用すると具体的な妥当性が確保できない場合に、権利濫用の法理を用いて、「付従性の原則」を復活させた事例である。

①最三判昭 45・3・31 民集 24 卷 3 号 182 頁

手形保証のなされた約束手形の受取人は、原因関係上の債務の不発生が確定したときは、以後手形保証人に対して手形上の権利を行使すべき実質的理由を失ったものであって、手形が自己の手裡に存するのを奇貨として手形保証人に対し手形金を請求するのは、権利の濫用にあたり、手形保証人は受取人に対し手形金の支払を拒むことができる。

これに対して、②～⑤の判決例は、保証人を保護する必要がある事案において、従来の解釈理論では、保証人を保護するのに適切な条文を見いだすことができないため、権利の濫用の法理を用いて、保証人を保護した事例である。

これら②～⑤の判決例に共通な要素を検討してみると、いずれの判決例においても、債権者の「懈怠（故意または過失）」が問題とされていることに気づく。

そうすると、これらの事件については、民法 455 条の債権者の「適時執行義務違反」（この点については、[債権法改正検討委員会（2009）440-441 頁]参照）、または、民法 504 条の債権者の「担保保存義務違反」に共通する原理である「債権者の懈怠によって保証人の求償権が実質的に確保されない状態が生じた場合には、保証人は免責される」（広い意味での条件成就の妨害（民法 130 条））という、保証に一般に妥当する原理（判決理由中に明示されていない）が、権利濫用の法理の適用によって、実現されたと考えることができよう。

②最一判昭 48・3・1 金法 679 号 35 頁，金判 358 号 2 頁，[平野・判例総合（2005）【146】]

契約の締結後 3 年余を経て、会社の経営状態が悪化し、各契約による担保物件も第三者に売却されて会社の事業場から搬出され、原告（信用金庫）においてもその事情を了知しうる状態にあつたにもかかわらず、同金庫が金融機関としてなすべきこの点の注意を怠り、漫然本件手形貸付をしたものであるとの事実関係のもとにおいては、同金庫が、期間の定めのない継続的保証契約に基づき、手形貸付について被告らに対し保証債務の履行を求めるのは、信義則に反し権利の濫用であつて許されない。

③山形地米沢支判昭 55・3・31 判時 990 号 233 頁

金融機関が債権回収のために建物に根抵当権を設定し、その建物が焼失したときに、金融機関が容易に火災保険請求権に質権を設定すること、火災保険請求権を差押えることができるにもかかわらず、それらを怠った場合には、金融機関が債務全額の支払いを連帯保証人に請求することは、信義誠実の原則に反し、また権利濫用に該当し認められない。

④東京地判平 3・7・31 金法 1310 号 28 頁，[平野・判例総合（2005）【167】]

主債務者株式会社の包括根保証人となった代表取締役が辞任した後の借入れにつき、保証責任を追及することが権利の濫用として許されない。

⑤和歌山地田辺支判平 9・11・25 判時 1656 号 129 頁，判タ 980 号 171 頁，金判 1057 号 49 頁

信用保証協会が取得後 10 年余を経て連帯保証人に対して提起した求償金請求が主債務者の破産手続の終結から 5 年以内にされたものであつても権利の濫用として許されない。

本件の事案も、最高裁が明確に述べているように、「債権者 X の保証人 Y に対する保証債務の履行請求は、主たる債務者である K 社が既に事業を停止している〔求償権が確保されない〕状況の下において、…保証人 Y だけに、同社の事業活動による損失の負担を求めるものといわざるを得ず、…権利の濫用に当たり許されない」というものであった。しかも、主たる債務者である K 社の事業停止を決定したのは、K 社の上部組織である H 社の代表取締役であり、かつ、Y が代表取締役を辞任した後に K 社の代表取締役になった C である。

このように考えると、本判決は、上記の②～⑤の事例と同様に、民法 455 条に規定されている債権者の「適時執行義務違反」、または、民法 504 条に規定されている債権者の「担保保存義務違反」に共通する原理である「債権者の懈怠によって保証人の求償権が実質的に確保されない状態が生じた場合には、保証人は免責される」という保証人の免責に関する一般原則（[加賀山・契約法（2007）380-387 頁]、[加賀山・担保法（2009）148-160 頁]、[加賀山・債権担保法（2011）140-150 頁]）を具体的に実現したものと解することができる。

二 判決の法理の分析と検討－権利濫用の法理の適用の意味 権利濫用の法理は、ある事案に具体的な条文を適用すると、具体的な妥当性が確保されない場合に、条文上の権利を認めつつも、その行使を制限するという機能を有している。したがって、権利濫用の法理が適用された判決というのは、多くの場合に、単なる事例判決の域を超えて、具体的な条文では尽くせない一般原則を浮かび上がらせるものとなっている。

本判決は、一見したところでは、債権者の保証人に対する履行請求権の存在を認めつつ、具体的な事案の特殊性を考慮して、その行使を制限した「事例判決」のように見える。しかし、その実質は、「片務契約」と考えられてきた保証契約について、実は、債権者にも保証人の求償権が確保されるように配慮する注意義務（民法 455 条、504 条）が課されており（[平野・判例総合（2005）10 頁]は、これを「保証人保護義務」と呼んでいる）、そのような信義則上の配慮義務に債権者が違反した場合には、保証人は免責されるという保証に関する普遍的な原理（債権者の「求償権配慮義務」の懈怠による保証人の免責原理）を浮かび上がらせるという機能を果たしている。

確かに、本件について、「本件は事例判断であり、本判決の影響自体はそれほど広くはないものと解される」[中村（2010）11 頁]とか、「本判決はあくまでも当該事案における権利行使を拒絶した点にその意義が認められ（事例判決）、権利濫用論を用いて何らかの一般的な法理を創造しようとしたものではないと考えられる」[遠藤（2010）123 頁]との解釈も成り立ちうる。

しかし、多くの評釈者は、「子会社から親会社あるいは兄弟会社などへの利益移転があるような場合につき、会社の代表取締役を保護したものとみることも可能であり、親会社による子会社取締役の対会社責任追及の場面においても同様の発想が妥当する可能性がありえよう」[弥永（2010）51 頁]とか、「今後、企業集団経営と名目的取締役というキーワードを用いて、権利濫用法理によって救済をはかるべき状況を整理する端緒になり得るもののように思われる」[稲葉（2010）6 頁]とか、「経営に関与していない従業員が、本人に経済的に見返りのないまま契約締

結を余儀なくされるような保証の場合には、保証意思が存在しないものとして、公序良俗違反とすべきではなかろうか」[鶴井(2010) 184頁]など、この判決を契機にして、一般的な法理を発見しようとしている。権利濫用法理を用いた判例は、そのほとんどの場合が、事案に妥当する適切な条文がないこと(いわゆる法の欠缺)の発見なのであるから、それを補うための法理を発見したり創造したりすることが、判例評釈をする者の責務といえよう。

三 本判決の射程 本件は、「主たる債務である K 社が既に事業を停止している状況の下で」、債権者 X が保証人 Y に対して保証債務の履行を請求した事例であった。この場合の状況は、「保証人の求償権が確保されないことが明白な状況」であるため、「債権者の懈怠によって保証人の求償権が実質的に確保されない状態が生じた場合には、保証人は免責される」という、保証人の免責に関する一般原則を適用することが容易である。

これに対して、以下のような場合には、まさに、グループ会社のビジネスモデルが問題となる。

①「主たる債務である K 社が事業を継続している状況の下で」債権者 X が保証人 Y に対して保証債務の履行を請求してきた場合はどうであろうか。

原審が確定した事実認定によれば、K 社の第 1 期事業年度の「売上高 7,154 万 1,944 円のうち、少なくとも 4,750 万 4,297 円が、U 社グループに属する会社に対する支払に充てられる状況の下で、営業損益については 512 万 3,798 円の、経常損益については 560 万 5,529 円の欠損を生じた」とされている。また、本判決の判旨においても「K 社は、A が代表取締役を、B が関西統括部長等を務めていた W 社の神戸支店を法人化した会社であり、その資本金は U 社グループに属する G 社が全額を出資して設立されたものであって、その設立後においては、U 社を初めとする U 社グループに属する各社との間で、経営顧問契約等の各種契約を締結し、顧問料の支払を行うなどして、第 1 期事業年度には、その支払総額が K 社の売上高に占める割合は約 66%にも上っていたというのである。しかも、上記経営顧問契約に基づき経営顧問全般の依頼を受けた U 社や H 社(代表取締役 C)は、K 社に将来損失や損害が発生しても、一切責任を負わないことが約されていたことや、K 社の代表者印、銀行届出印及び預金通帳が U 社グループに属する M 社(代表取締役 B)によって管理され、K 社名義の預金口座に係る入出金や同社の費用等の支払も M 社によって行われるなど、K 社の資金が M 社に掌握されていたことをも考慮すると、上記のような資本関係や人的関係等を背景として、U 社を初めとする U 社グループに属する各社が上記各契約に基づき K 社の売上げから顧問料等の名目により確実に収入を得ることができる体制が周到に築かれていたといえることができる」とされている。

そうだとすると、Y が保証人として K 社の債務を弁済したとしても、Y が K 社に対して求償権を確保することは困難であるといえる。したがって、①の場合にも、本件の射程が及ぶと考えるべきであろう(なお、[平野(2011) 35頁]は、個人会社の場合には、経営者に会社の債務に保証をさせることがあるが、それ以外では、経営責任の追及のみで個人保証をさせることはないとして、わが国の「経営者保証」の問題点を指摘している)。

本判決の射程に関しては、そのほかにも、以下のようなバリエーションに対して、本判決の準則に基づいて保証人の保護が可能かどうかということが問題となる。

②Yの年齢（本件では当時24歳）がそれほど若くなく、経験も豊富であった場合。

③Yが株主を兼ねた代表取締役（いわゆるオーナー社長）であった場合。

④Yが代表取締役就任当時には借主会社の経営状態がまだ悪化しておらず、Yが代表取締役になってから経営状態が悪化した場合。

⑤Yが子会社の代表取締役であって、親会社が子会社の経営に対して裁量を有し、保証人であるYの裁量が乏しい場合。

⑥本件がグループ会社内部の事案ではなく、貸主が金融機関等のように借主と独立した主体である場合。

これらの問題については、[齋藤（2011）2387-2389頁]が、本判決と同日に同じ小法廷で下された未公開の判決（最二判平成22年1月29日（平成20年（受）1670号、連帯保証債務履行請求事件））との比較において詳しい検討を行っており、①～⑤までは、本判決の射程と考えることが可能であって保証人の保護の可能性はあるが、⑥の場合には、本判決の射程は及ばないとの考察を行っている（[遠藤（2010）121-123頁]の要素分析も参考になる）。

四 今後の課題－「連帯」保証人の保護の必要性 本件の射程が前記⑥（貸主が金融機関等のように借主と独立した主体である場合）に及ばないことについては、異論がないと思われる。しかし、本件のような「連帯保証」の場合には、保証人を保護すべき必要がある。

そもそも、債権者は、無償でリスクを負担する保証人のため、その求償権を確保するよう配慮する義務を負うのであり、債権者の懈怠によって保証人の求償権が実質的に確保されない状態が生じた場合には、保証人は免責されるべきである（[加賀山・契約法（2007）386頁]、[加賀山・担保法（2009）151-160頁]、[加賀山・債権担保法（2011）144-150頁]参照）。しかも、通常の保証とは異なり、本件のように「検索の抗弁権」を負わない「連帯保証」契約をあえて締結することは、故意に「適時執行義務を免除する特約」を締結するものと解釈せざるをえない。

つまり、すべての「連帯保証」契約は、民法455条に基づいて、債権者が信義則上負うべき「適時執行義務」の「免責特約」という性質を有しているのであるから（[平野・判例総合（2005）15頁]は、『連帯』という文字を加えれば、455条の基本にある義務を免れうるというものではない」としている）、本件のように、あえて「連帯保証」契約を締結するということは、「担保保存義務の免除特約」を締結するのと同様に、保証人の求償権の確保を害する行為であって、原則として、保証人の免責を導くことになると考えなければならない。

そうだとすると、本件の場合、「適時執行義務」を免除することを正当化できる「特段の事由」をXが立証しない限り、Yは免責されることになるのであるから、前記⑥の場合にも、本判決の射程が及ぶのと同じ結果が生じることになると思われる。

（かがやま・しげる 明治学院大学教授）

《参考文献》（公表年月日順）

1. [平野・判例総合（2005）]
平野裕之（慶應大学教授・民法）『保証人保護の判例総合解説』〔第2版〕信山社（2005/10/15）
2. [加賀山・契約法（2007）]
加賀山茂（明治学院大学教授・民法）『契約法講義』日本評論社（2007/11/25）
3. [債権法改正検討委員会（2009）]
民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針—契約および債権一般(2)』商事法務（2009/11/30）
4. [加賀山・担保法（2009）]
加賀山茂（明治学院大学教授・民法）『現代民法 担保法』（2009/12/10）
5. [弥永（2010）]
弥永真生（筑波大学教授・会社法）「グループ会社間の金員の貸付けと借主会社の代表取締役に対する保証債務の履行請求〈会社法判例速報〉」ジュリ 1397号（2010/04/01）50-51頁
6. [中村（2010）]
中村肇（明治大学教授・民法）「グループ会社間の貸付における借主会社の元代表取締役（名目的代表取締役）への保証債務の履行請求と権利の濫用〈民事法判例研究〉」金商 1348号（2010/09/01）7-11頁
7. [遠藤（2010）]
遠藤歩（九州大学准教授・民法）「代表取締役に対する保証債務の履行請求と権利の濫用〈判例紹介〉」民商 143巻1号（2010/10/15）116-125頁
8. [稲葉（2010）]
稲葉威雄（鳥飼総合法律事務所・弁護士（元広島高裁判事・長官，早稲田大学法科大学院客員教授・会社法）「甲社の財務部門を法人化して設立され，同社を中核とする企業グループに属するX社が，上記グループに属する乙社に金員を貸し付け，乙社代表取締役Yがこの貸付に係る乙社の借入金債務を保証した場合において，乙社がすでに事業を停止している状況下で，X社がYに対して当該保証債務の履行を請求することが，権利の濫用に当たるとされた事例〈商事法判例研究〉」金商 1354号（2010/12/01）2-6頁
9. [奥野（2010）]
奥野信之（アンダーソン・毛利・友常法律事務所・弁護士）「関連会社間の貸付けにつき，借主である会社の代表取締役への保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるとされた事例〈判例教師〉」ビジネス法務（2010/12/01）75頁
10. [鶴井（2010）]
鶴井俊吉（駒澤大学教授・民法）「保証債務の履行を請求することが権利の濫用に当たるとされた事例」判評 622号（判時 2090号）（2010/12/01）179-184頁
11. [谷本（2010）]
谷本誠司（日比谷総合法律事務所・弁護士）「グループ会社1社が同一グループに属する別の会社に対し，同社の代表取締役を連帯保証人として金員を貸し付けた場合において，当該代表取締役に対する保証債務履行請求が権利濫用にあたるとされた事例」銀行法務 21725号（2011/01/15）50頁
12. [平野（2011）]
平野裕之（慶應大学教授・民法）「同一企業グループに属する会社間の貸付につき，借入会社の社員を代表取締役に就任させ断れない状況にした上で，既に破綻している同会社への貸付に係る借入金債務を保証させた場合に，債権者が保証債務の履行を請求することが権利の濫用に当たるとされた事例」金法 1929号（2011/09/10）33-36頁
13. [廣峰（2011）]
廣峰正子（神戸学院大学准教授・民法）「経営者保証による保証債務の履行請求と権利の濫用」判例リマックス 42号（2011/02/11）6-9頁
14. [齋藤（2011）]
齋藤由起（大阪大学准教授・民法）「グループ会社間の金員の貸付における借主会社の代表取締役に対する保証債務の履行請求の可否〈判例研究〉」阪法 60巻6号（2011/03/01）243-256頁
15. [加賀山・債権担保法（2011）]
加賀山茂（明治学院大学教授・民法）『債権担保法講義』日本評論社（2011）

本件評釈ごとの各審級に対する評価と特色の対照表

評者	賛否	理由	第1審の評価	第2審の評価	最高裁の評価	特色
弥永 真生	賛成	名目的代表取締役の保護のための権利濫用法理の活用			親会社による子会社取締役の会社責任追及の場面に 本判決の発想 が妥当する可能性がある。	会社法の観点からの指摘
中村 肇	賛成	貸付自体は公序良俗に違反しないが 、債権者が利益を得る一方で保証人のみが損失を負担するという実態があり、権利濫用の法理の適用が妥当。		実質面よりも形式面を重視したと思われる原審の判断を支持することは困難である。	事例判断 であり、本判決の影響自体はそれほど広くはない。	名目的代表取締役の責任に関する判決例をていねいに紹介している。
遠藤 歩	賛成 (理由には疑問あり)	会社の経営上の裁量権を奪った上で、利益だけは顧問料等の名目で徴収し、損失だけは保証という法形式で負担させるというシステムを構築して、履行請求することは権利の濫用に当たる。			権利濫用論を用いて何らかの一般的な法理を創造しようとしたものではない。 …本件貸付は、 暴利行為として、民法90条により無効とされる のではないか。	権利濫用論のみならず、企業結合における子会社従業員の保護という新たな視角から、本判決を位置づける必要があると指摘する。
稲葉 威雄	賛成	本件は、グループぐるみでYを毘にかけたともいえる事実。原審が確定した事実のみによっても、権利濫用が認められる。		原審判決は、「300万円もの出資で法人化し」と判示しているが、グループが吸い上げた金額からいえば、むしろ、「300万円しか出資していない」というべきである。また、高利の貸付金についても、Yに保証させて、回収を図ったものとみる方が自然である。	今後、企業集団経営と名目的取締役というキーワードを用いて、 権利濫用法理によって救済をはかるべき状況を整理する端緒 になり得るもののように思われる。	本件は企業グループ経営における名目的取締役の問題であるとして、事実関係を徹底的に分析している。
奥野 信之	賛成	本来A社グループ全体に生じたはずの損失を、経営の裁量がほとんど無く、単なる従業員と変わらないYに押し付ける結果となり、Yにとってはあまりにも酷な結果といえる。			関係会社間の貸付けにおいて取締役を会社の保証人とする事自体も、 実務上あまり多くない 、 本件はそれ程参考にならない とも思われる。	1頁の短い評釈。関係会社取引でも、契約条件が合理的でなければ、権利濫用法理が適用される点に注意を喚起。

評者	賛否	理由	第1審の 評価	第2審の 評価	最高裁の 評価	特色
鶴井 俊吉	賛成	経営に関与していない従業員が、本人に経済的に見返りのないまま契約締結を余儀なくされるような保証の場合には、 保証意思が存在しないものとして、公序良俗違反とすべき ではなかろうか。	正当。	両当事者が主張していない「法人格否認の法理」を持ち出し、保証人の責任を認めると判断したことは、疑問である。	B社が既に事業を停止しているという 保証契約締結後の事情変更 があったとし、従来の権利濫用の先例にそった形で解決したことは評価できる。	保証人の責任を否定した従来の判例のレビューが最も詳しく、参考になる（平野・評釈でも引用されている）。
谷本 誠司	賛成	本件は、会社の代表取締役が会社の債務を連帯保証したという事案において、最高裁が原審を破棄し、保証否認(権利濫用)の主張を認めた事案である。 会社代表者に関する保証否認が認められたケースとして 今後の実務の参考となる判例 である。				1頁の判例紹介記事。
平野 裕之	賛成 (理由には反対)	①個人会社を除き 代表取締役による会社債務の保証は、わが国だけの悪習 。 ②債権者が債務者の破綻状態を知らながら、従業員を名目上の代表取締役にして保証契約をさせることは、 公序良俗に違反する 。			権利濫用による救済ではなく、保証契約を公序良俗違反により無効(民法90条)とすべきである。	経営者保証をわが国だけの悪習とし、名目的代表取締役に保証契約を締結させたことは公序良俗に違反しているとして
廣峰 正子	賛成	保証人が事情を知って保証を引き受けた事案であり、錯誤無効、詐欺取消しに該当せず、企業システムも公序良俗に違反するとまではいえない。しかし、債権者側に不当な利益を得ようとしたシカーネ的要素があるため、 権利濫用の法理で問題を解決するのが妥当 である。			本判決は、権利者の悪質性や凶利目的といった主観的要件を重視して権利濫用を認めており、従来は、むしろ客観的要件が重視されてきた点に鑑みて、非常に注目する判決である。	権利濫用の法理の強調。 ただし、権利濫用から何らかの一般法理を導く理論を追求する試みが伴わないと、本判決は、単なる事例判決に過ぎなくなってしまう。
齋藤 由起	賛成	グループ会社間の貸付について借主会社の代表取締役が保証をしたという特殊な事案についてはあるが、 保証債務の履行請求が権利の濫用にあたり許されないとする最高裁判例に一例を加えた 点で、実務上の意義を有する。		法人格が別か、法人格の形骸化が生じているかどうか、保証がどのような類型か(根保証か特定保証か、経営者保証か否か)など、 形式面、類型化のみから保証人の保護の要否を判断 している。	名目代表取締役の裁量権を制限しているのがグループ会社Aの代表者であるBであり、名目代表者がBの指示に服させられていること重視して、権利の濫用法理を適用したことは評価できる。	本件は、従来の裁判例では、保証人を保護することが困難な事例であること、同年月日に同一法廷で下された 未公開判決との対比 によって、判決の射程を明らかにしていることが特色。

評者	賛否	理由	第1審の評価	第2審の評価	最高裁の評価	特色
加賀山 茂	賛成 (補足意見による射矮化疑問)	<p>①一方で、事業の停止によって保証人の求償権の方途を遮断した後に、他方で、保証人に債務の履行を請求することは信義則に反し、権利の濫用として許されない。保証人の求償権を妨害する債権者のそのような行為は、保証人を免責する効果をもたらす（民法455条、504条の趣旨の類推）。</p> <p>②グループ会社のシステム自体が、グループ会社の上部組織にのみに利益をもたらさず、下部組織のみのリスクを負担させ、さらに、下部組織の名目的代表取締役が経営保証契約を締結させることによって、確実な利益回収を図ろうとするものであり、保証人の求償権を確保する配慮が全く為されていない（求償権配慮義務違反）。したがって、そのような保証契約においては、保証人は担保責任を負わない。</p> <p>③適時執行義務を免責する連帯保証契約は、保証人を免責する（民法455条の類推）。</p>	<p>①システム全体を見渡して、権利の濫用を活用した先見の明のある素晴らしい判決である。</p> <p>②最高裁が原審判決を覆して、合理的な判決を下すに至った契機となったのは、第1審判決の賢明な見立てがあったからである。</p> <p>③このような裁判官を養成することが法科大学院の使命である。</p>	<p>①第1審、最高裁、さらに、全ての判例評釈者がこれに反対するほどに社会常識(全体的なバランス感覚)を欠く判決である。</p> <p>②保証人は責任を負うべきであるとの信念から、当事者が主張していない「法人格否認の法理」を持ち出し、しかも、法人格が否認されない以上保証人は責任を負うという無理を重ねている。</p> <p>③このような判決を下す裁判官を育成しないことが法科大学院の使命である。</p>	<p>①本来、グループ会社のシステム自体が公序良俗に違反するにもかかわらず、権利の濫用を使って事例判決に見せかけている点が問題。</p> <p>②特に、竹内行夫裁判官の補足意見は、本判決が、親会社による子会社の不当な支配・リスク回避の場面に適用されないように、システム自体の問題ではなく、事案の特殊事情によるものであることを強調するという、官僚的作文の典型例となっている。</p> <p>③権利濫用判決に対するこのような矮小化を許さないことが法科大学院教育の目標である。</p>	<p>『契約法講義』日本評論社（2007）380頁以下で、保証は無償でリスクを負担させる契約であり、民法に規定された保証人に対する免責規定が守られている場合のみ有効であることを主張してきた。</p> <p>①催告・検索の抗弁権を奪う連帯保証は原則として無効となる。</p> <p>②保証人の求償権を妨げる債権者の行為は保証人を免責する。</p> <p>③本件は、わが国特有の経営保証を利用して、経営上のリスクを名目上の経営者に転嫁しようとする会社ぐるみの不法行為であり、保証人の保護がいつでも必要である。</p>

(資料) 最高裁判決 (全文)

連帯保証債務履行請求事件

最高裁判所第二小法廷平成 19 年 (受) 第 2065 号

平成 22 年 1 月 29 日判決

主 文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 X の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は X の負担とする。

理 由

上告代理人小林寛治の上告受理申立て理由 (ただし、排除されたものを除く。) について

1 本件は、X が Y に対して保証債務の履行を求めたところ、Y が、X による保証債務の履行請求は権利の濫用に当たるなどと主張して、これを争う事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) ユニティー (U 社) は、平成 4 年 12 月 18 日に設立され、A が代表取締役を務める会社であり、建物の内装工事の設計、施工及び請負等を業としている。U 社は、平成 15 年から平成 17 年にかけて、U 社内部の各事業部門の法人化を進め、X (旧商号は UC 社) のほか、ユニティーグループ (G 社)、ゼネラルマネジメント (M 社)、その他 2 社 (T 社、I 社) を設立した。上記の各社は、いずれも本店所在地が A 社と同一であり、M 社の代表取締役に B が就任したほかは、いずれも U 社の代表取締役である A がその代表取締役に就任して設立された (以上の各社に後記の H 社を併せた会社の集合体を「U 社グループ」という。)。このうち、X は、U 社の財務部門が法人化された会社であり、A が全株式を保有し、U 社グループに属する会社やその子会社等への融資業務を行っている。

(2) ワールドグリーンスタッフ (W 社) は、A が代表取締役を務め、B が関西統括部長等を務めていた会社であり、人材派遣や業務請負を業としていた。W 社は、平成 16 年ころ、同社の支店を別会社として法人化するようになり、同年 11 月、U 社グループに属する H 社 (代表取締役 A、取締役 C) が資本金 300 万円を全額出資することにより、W 社の神戸支店を法人化して、K 社が設立され、設立時の代表取締役に、C の指示により D が就任した。K 社のほかにも全国各地において、U 社と関連する多くの支店等が法人化された。

(3) (a) K 社は、U 社との間で、同社に対し軽作業請負業務上の経営顧問全般を依頼することなどを内容とする経営顧問契約を締結し、さらに、G が全額出資することにより平成 17 年 1 月 4 日に設立された J 社 (代表取締役 C) との間でも、同社に対し軽作業請負業務上の経営顧問全般を依頼することなどを内容とする経営顧問契約を締結した。これらの経営顧問契約によれば、K 社は、U 社に対して 1 か月 25 万円の、H 社に対して 1 か月 10 万円の顧問料を支払うものとされている一方で、K 社に将来損失や損害が発生しても U 社ないし H 社は一切の責任を負わないものとされていた。K 社は、このほかにも、U 社グループに属する G 社との間で、経理業務、人事労務その他管理業務を委託する内容の管理業務委託契約を、T 社との間でコンサルティング委託契約を、I 社との間で TM 社手配管理システム利用契約をそれぞれ締結した。

K 社の第 1 期事業年度 (平成 16 年 11 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日) の損益計算書によれば、売上高 7154 万 1944 円のうち、少なくとも 4,750 万 4,297 円が、U 社グループに属する会社に対する支払に充てられる状況の下で、営業損益については 512 万 3,798 円の、経常損益については 560 万 5,529 円の欠損を生じた。

(b) また、K 社の代表者印、銀行届出印及び預金通帳は、いずれも U 社グループに属する M 社において保管されており、K 社名義の預金口座に係る入出金、登録スタッフへの給与や費用の支払、U 社グループに属する会社に対する顧問料の支払等も、M 社が行っていた。

(c) K 社は、A あるいは C から、当期予算の事前提出を指示され、売上げや利益についても具体的な目標を設定され、予算の達成率や売上げ等の報告や資料の提出を求められ、資料の提出に応じないと資金移動を止めるなどの警告を受けることがあったほか、メールなどにより、個々の業務に関する指示を受けることもあった。

(4) Y (昭和 55 年 9 月 22 日生) は、平成 15 年 6 月ころ、W 社の神戸支店にアルバイトとして勤務するようになり、平成 16 年 11 月に、K 社が設立された際には、その正社員となり、営業部長の肩書を与えられた。K 社は、設立当時、Y を含め実働 3 名で業務が行われており、その中では Y が中心的な立場にあったが、Y の勤務場所や勤務実態等は、同社の設立前と変化はなかった。

(5) C は、平成 17 年 1 月ころ、Y から、K 社の資金繰り表の提出を受け、近い将来同社の資金がショートする旨の報告を受けていたにもかかわらず、同月末ころ、同社の経営が成り立っていかどうか等を含め不安も強かった Y に対し、同社の代表取締役役に就任するよう強く働きかけ、Y は、同年 3 月 1 日付けで同社の代表取締役役に就任した。

(6) K 社は、平成 17 年 4 月末ころ、資金繰りに追われるようになり、Y が、C に資金繰りの相談をしたところ、C から、X から借入れをし、Y がその保証人になるよう指示を受けた。そこで、Y は、平成 17 年 5 月 2 日、X との間で、K 社の代表者として、K 社が X から 400 万円を、利息の利率を年 18%、遅延損害金の利率を年 25% とし、同月以降平成 18 年 2 月まで各月末日限り、元金の分割弁済として 40 万円及び経過利息の合計額を支払うなどの約定で借入れる旨の金銭消費貸借契約を締結するとともに、Y が上記借入れに係る借入金債務を連帯保証する旨の保証契約（以下「本件保証契約」という。）を締結した。X は、M 社が管理する K 社名義の預金口座に上記 400 万円を入金し、この 400 万円は、M 社によって H 社の負担する債務の支払に充てられた。

(7) Y は、弁護士会に相談に赴いて弁護士に依頼して K 社の代表取締役を辞任したい旨の平成 17 年 5 月 6 日付け通知書を送付し、同年 6 月 15 日にも同様の通知書を送付し、同月中には入社しなくなった。その後、C が K の代表取締役役に就任したが、同社は、同年 11 月ころ、事業を停止した。

以上の事実の下で、X が Y に対して保証債務の履行を求めたところ、Y が、X による保証債務の履行請求は権利の濫用に当たるなどと主張して、これを争った。

3 原審は、K と U 社グループに属する上記各会社との関係、Y が K の代表取締役役に就任した経緯や本件保証契約を締結した経緯等を検討しても、X による保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるといえるほどの事情は認められないなどとして、Y の主張を排斥し、X の請求を全部認容した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、K 社は、A が代表取締役を、B が関西統括部長等を務めていた W 社の神戸支店を法人化した会社であり、その資本金は U 社グループに属する G 社が全額を出資して設立されたものであって、その設立後においては、U 社を初めとする U 社グループに属する各社との間で、経営顧問契約等の各種契約を締結し、顧問料の支払を行うなどして、第 1 期事業年度には、その支払総額が K 社の売上高に占める割合は約 66% にも上っていたというのである。しかも、上記経営顧問契約に基づき経営顧問全般の依頼を受けた U 社や H 社は、H 社に将来損失や損害が発生しても、一切責任を負わないことが約されていたことや、K 社の代表者印、銀行届出印及び預金通帳が U 社グループに属する M 社によって管理され、K 社名義の預金口座に係る入出金や同社の費用等の支払も M 社によって行われるなど、K 社の資金が F 社に掌握されていたことをも考慮すると、上記のような資本関係や人的関係等を背景として、A 社を初めとする U 社グループに属する各社が上記各契約に基づき K 社の売上げから顧問料等の名目により確実に収入を得ることができる体制が周到に築かれていたといえることができる。

そして、K 社は、上記のようにして、M 社に資金を掌握されていただけでなく、前記事実関係によれば、A あるいは C から、予算の事前提出を指示され、売上げや利益についても具体的な目標を設定され、予算の達成率や売上げ等の報告や資料の提出も求められるほか、個々の業務に関しても相当強力な指示を受けており、これらのことからすれば、K 社の業務遂行に関し、その代表取締役にはほとんど裁量の余地はなく、資金繰りを含めその経営の判断は、B や C に依存し、その指示に従わざるを得ない経営体制にあったといえることができる。他方、Y は、23 歳のときに、U 社の代表取締役である A が代表取締役を務める W 社の神戸支店にアルバイトとして勤務するようになったが、同支店が独立する形で K 社が設立された際に、同社の正社員となり、その後わずか数か月後に、C の働きかけにより同社の代表取締役役に就任したもので、同社

の設立の前後を通じてその勤務場所や勤務実態等に格別の変化はなかったというのであり、代表取締役就任したとはいえ、上記経営体制の下にあっては、単なる従業員とほとんど異なる立場にあったとみることができる。しかるに、Cは、近い将来K社の資金繰りが行き詰まるおそれがあることを認識しながら、Yに対し、同社の代表取締役就任するよう強く働きかけた上、Yの代表取締役就任後間もなくして同社の資金繰りが行き詰まるや、Yに対し、Aが代表取締役を務め、その全株式を保有するXから融資を受け、Yにおいてこの融資に係る債務を保証するよう指示したというのである。そして、Xは、K社がU社グループの関連会社であるにもかかわらず、利息制限法所定の制限利率を上回る高利で金員を貸し付け、これをYに保証させているところ、K社の上記経営体制の下にあっては、Yがこれを拒むことは事実上困難であったというほかなく、Yが、本件保証契約を締結した直後に弁護士に相談し、代表取締役を辞任したい旨の通知を送付しているのも、上記のような事態に困惑してのことであるとみることができる。

以上に説示したところを総合すると、XのYに対する保証債務の履行請求は、K社が既に事業を停止している状況の下において、U社グループに属する各社がK社の事業活動から経営顧問契約等の各種契約に基づき顧問料等の名目で確実に収入を得ていた一方で、わずかの期間同社の代表取締役就任したとはいえ、経営に関する裁量をほとんど与えられていない経営体制の下で、経験も浅く若年の単なる従業員に等しい立場にあったYだけに、同社の事業活動による損失の負担を求めるものといわざるを得ず、Yが同社の代表取締役就任した当時の同社の経営状況、就任の経緯、Xの同社に対する金員貸付けの条件、Yは本件保証契約の締結を拒むことが事実上困難な立場にあったことなどをも考慮すると、権利の濫用に当たり許されないものというべきである。原審が認定する他の事実を考慮しても、この判断は左右されない。

5 以上と異なる原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、Xの請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、Xの控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官竹内行夫の補足意見がある。

裁判官竹内行夫の補足意見は、次のとおりである。

私は、XのYに対する保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるとする法廷意見に賛同するものであるが、本件事案にかんがみ、以下のとおり補足意見を述べる。

K社は、U社グループに属する会社との間で各種の契約を締結することにより、経営についての助言や顧客の紹介を受けることができるほか、人材派遣業務に有益なコンピューターシステムや入出金業務等を定型化した会計システムの利用をすることなどができることになる。また、U社グループの関連会社であるK社は、同グループに属するXから運転資金のつなぎ融資を受けることも可能になる。このようなビジネスシステムは、K社の代表者に経営上の裁量が与えられ、同社が上記グループに属する会社に支払うべき上記各システム等の利用の対価やつなぎ融資に係る利息の定めが合理的なものであったならば、K社の業務（軽作業等の業務請負）の遂行に役立つばかりでなく、経理等の管理事務の合理化・効率化、ひいては、経費の節減にもつながるものであって、このシステム自体を不当なものであると考えるべきではない。したがって、このシステムの不当性を前提として、XのYに対する保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるとすることはできない。

しかし、本件については、Yは、K社の代表者であるとはいっても、経営に関する裁量がほとんど与えられておらず、経験も浅く若年の単なる従業員に等しい立場にあったのであり、XのYに対する保証債務の履行請求を認めることは、このような立場にあったYだけに同社の事業活動による損失の負担を求めるものといわざるを得ない上、Yにおいて、上記貸付けに係る借入金債務を連帯保証することを拒否すること自体困難な立場にあったこと、K社がU社グループの関連会社であるにもかかわらず、同グループに属するXが、利息制限法所定の制限利率を上回る高利による金員の貸付けまで行っていることなど法廷意見が指摘する諸事情にかんがみれば、上記保証債務の履行請求が権利の濫用に当たるといこともやむを得ないところである。

(裁判長裁判官 中川了滋 裁判官 今井功 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫)